

## 緑化地域制度マニュアルの主な変更点

令和4年4月1日より、緑化地域制度マニュアルを改訂します。

主な変更点は、以下のとおりです。

項 目	頁	変 更 前	変 更 後
マニュアルの分冊化		緑化地域制度マニュアル 1. 緑化地域制度の概要 2. 法律、条令の運用の解説 3. 緑化面積の計算方法 4. 手続きの流れと様式記入例 5. 既存制度の変更点 6. より良い緑化のために 7. 緑化助成制度の紹介 8. Q&A 9. 語句の説明 10. 関係条文	緑化地域制度マニュアル【①申請手続編】 1. 緑化地域制度の概要 2. 緑化率の最低限度 3. 手続きの流れ 4. 書類の作成方法 5. 添付図書の作成方法 6. 緑化面積の計算方法 7. 緑化助成制度の紹介 8. Q&A 9. チェックリスト 10. 緑化地域制度・緑化地域制度マニュアルの改正概要 11. 語句の説明 ※手続きや書類の作成方法の説明を追加しました。

			<p>緑化地域制度マニュアル【②植物・施工事例編】</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>1. 目的や環境に応じた植物の利用について</li> <li>2. 特殊な緑化方法について</li> <li>3. 緑化施設の管理について</li> <li>4. 施工事例</li> </ol> <p>※植物や維持管理の説明を追加し、施工事例を変更しました。</p> <p>緑化地域制度マニュアル【③法律・解説編】</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>1. 法律、条令の運用の解説</li> <li>2. 関係条文</li> </ol>
<p>緑化施設工事延期認定</p> <p>・植物全般にとって極めて生育困難な自然条件である場合</p>	①-24	<p>高温注意報が品雑に発令されるような酷暑や残暑が厳しい場合、渇水状態にある場合などを想定しています。</p>	<p>建築工事の完了予定日が8月1日から同年9月30日までの間にあり、酷暑や残暑が厳しい場合、渇水状態にある場合などを想定しています。</p>
<p>壁面緑化</p> <p>・ツル性植物による壁面緑化の緑化補助資材と壁面緑化高さ</p>	①-88	<p>制限なし。</p>	<p>緑化補助資材は、原則、金属製とします。ただし、高さ1m未満、又は壁面緑化専用資材を使用する場合は、樹脂製の使用も可とします。</p> <p>※植栽基盤型壁面緑化の場合は、制限なし。</p> <p>★移行措置として、令和4年9月30日までの申請受付分については、旧基準による壁面緑化施工についても可とします。</p>

<p>壁面緑化</p> <p>・建築物の外壁に準ずるもの</p>	<p>① -90 92</p>		<p>建築物の外壁に準ずるものを追加しました。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ベランダやバルコニーを結ぶ面</li> <li>・軒や庇等から、鉛直方向に地面と結ぶ面</li> <li>・屋上に設置された設備機器の周囲の目隠し壁 など</li> </ul>
<p>特別な緑化</p> <p>・建築面積ライン内での緑化面積計上</p>	<p>①-93</p>	<p>建築面積ライン内において、緑化面積を計上することはできません。</p>	<p>建築面積ライン内でも、下記の条件を満たしている場合、緑化面積を計上することができます。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・植栽面の上部に5 m以上の空間があれば、建築面積ラインから1 m内側まで緑化面積を計上することが可能。ただし、中高木以下の樹木を植栽する場合に限りです。 (高木の場合、中高木として面積を計上することが可能)</li> <li>・植栽面の上部に10 m以上の空間があれば、建築面積ラインから2 m内側まで緑化面積を計上することが可能。</li> </ul> <p>※事前相談が必要。</p>